

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分について、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年3月11日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良土木 通学路対策（防災・安全交付金事業）2021年1月29日完成 通学路対策（防災・安全交付金事業）2021年3月26日完成 各検査書類、数量計算書、整備位置、柵・車止め類の仕様、施行場所をプロット、前後の写真」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年5月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 2021年1月29日完成の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る〇〇保育園分の数量計算書、〇〇保育園分の数量計算書、〇〇保育園分の数量計算書、〇〇保育園分の数量計算書
- イ 2021年3月26日完成の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る数量集計表
- ウ 令和元年5月以降の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る施工箇所が分かる奈良土木事務所管内図の位置図
- エ 〇〇保育園に係る防止柵工の施工状況が分かる文書、車止構造図（日付2017/11/01 縮尺1:10 品番Y84A-10白色）、丸格子ガードフェンス PZ-K1100（2m スパン）S=1:20 構造図及び施工箇所が分かる平面図 S=1/250
- オ 〇〇保育園に係る防止柵工の施工状況が分かる文書、車止構造図（日付2017/11/01 縮尺1:10 品番Y84A-10白色）、丸格子ガードフェンス PZ-K800-W S=1:20 構造図及び施工箇所が分かる平面図 S=1/250
- カ 〇〇保育園に係る路側防護柵工の施工状況が分かる文書、防護柵RBS-2B-1 S=1:20 構造図及び施工箇所が分かる平面図 S=1/250
- キ 令和元年5月以降の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る施工箇所が分かる位置図
- ク 〇〇保育園に係る路側防護作興の施工状況が分かる文書、日鉄ガードパイプ 製品

- 仕様書、ガードパイプ Gp-Cp-2B 構造図及び施工箇所が分かる平面図 S=1/250
- ケ ○○こども園に係る道路附属物工及び車止めポスト工の施工状況が分かる文書、
車止め構造図及び施工箇所が分かる平面図 S=1/250
- コ ○○保育園に係る防護柵工の施工状況が分かる文書、防止柵構造図及び施工箇所
が分かる平面図 S=1/250
- サ ○○こども園に係る防止柵工の施工状況が分かる文書、防止柵構造図及び施工箇
所が分かる平面図 S=1/250

(2) 開示しない部分

- ア 個人の氏名
- イ 工事番号、工事名の一部、路線名及び河川名
- ウ 2021年1月29日完成の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る○○保育園分の数量計算書、○○保育園分の数量計算書及び○○保育園分の数量計算書のうち施工箇所がわかる部分
- エ 令和元年5月以降の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る奈良土木事務所管内図の位置図のうち、施工箇所が分かる部分及び地名が分かる記述
- オ ○○保育園に係る防止柵工の施工前及び施工後の写真
- カ ○○保育園に係る平面図 S=1/250のうち、施工箇所が分かる部分
- キ ○○保育園に係る防止柵工及び車止めポスト工の施工前の写真、施工後の写真及び施工箇所が分かる記述
- ク ○○保育園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分
- ケ ○○保育園に係る路側防護柵工の施工前及び施工後の写真
- コ ○○保育園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分
- サ 令和元年5月以降の通学路対策（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）に係る位置図のうち、施工箇所が分かる部分
- シ ○○保育園に係る路側防護柵工の施工前の写真、施工後の写真及び施工箇所が分かる記述
- ス ○○保育園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分
- セ ○○こども園に係る道路附属物工及び車止めポスト工の施工前の写真、施工後の写真及び施工箇所が分かる記述
- ソ ○○こども園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分
- タ ○○保育園に係る防止柵工の施工前及び施工後の写真
- チ ○○保育園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分
- ツ ○○こども園に係る防止柵工の施工前及び施工後の写真
- テ ○○こども園に係る平面図のうち、施工箇所が分かる部分

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
- イ (2) のイからテまで
条例第7条第4号に該当
公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年8月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の工事に係る施工状況がわかる部分を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮問

令和4年9月9日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和4年5月6日付け奈土第11号の1による行政文書一部開示決定処分を取消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1. 実施機関が記載した非公開理由は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないものであって、審査請求人においては、具体的な理由をまったく窺い知ることができないものと言わざるを得ない。したがって、本件処分は、理由付記に不備がある違法なものであって、取消しを免れない。
2. 本件公開請求の対象公文書は、単に県が施工した工事に係る文書および図面等であり、このような文書を公にすることで、公共の安全等に支障が生じる蓋然性があるとは考えられず、実施機関の主張は、一般県民等には到底理解できないものである。本来、こうした県施工の工事に係る情報については、当然、公にすべき類のものであり、その施工の状況等については、県が説明責任を果たしてしかるべきものであると言える。
3. まして、本件処分においては、工事名、工事番号までもが非公開とされており、本来公開すべき情報を何らの理由なく、極めて安易に非公開としている様子が窺われる。
4. 以上のとおり、本件処分は理由付記を欠く違法なものであり、実施機関の主張する非公開理由も違法または不当なものであることから、直ちに本件処分を取り消し、非公開とした部分を公開するよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

通学路における交通安全の確保については、平成24年に京都府亀岡市における、登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故等の発生を受けて実施した緊急合同点検や、各

市町村における推進体制により継続的に取組を実施している。

このうち、防災・安全交付金事業は、国から地方公共団体に対して交付金が交付される事業である。

通学路等の交通安全対策については、防災・安全交付金事業等を活用しながら、関係機関等との連携のもと実施した通学路における合同点検結果を踏まえ、道路管理者の対策必要箇所において、歩道や防護柵の設置、カラー舗装等を実施している。

本件行政文書は、上記防災・安全交付金事業のうち、2021年1月29日及び2021年3月26日完成した工事に係る数量計算書及び数量集計表並びに防護柵工等の施工状況がわかる文書及び図面等である。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日のその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件決定において不開示とした個人の氏名とは、図面に記載された法人担当者の氏名及び平面図の住宅部分に記載された氏名（以下「本件不開示情報1」という。）である。

本件不開示情報1は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件不開示情報1について公にする法令等の規定又は慣行はなく、公にされる予定もないことから、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報1は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関が不開示としたのは、施工箇所が分かる部分、施工箇所がわかる記述、施工前の写真及び施工後の写真、工事番号、工事名の一部、路線名及び河川名（以下「本件不開示情報2」という。）である。

これらは、いずれも開示することにより、特定の保育園が日常的に使用している通園路が特定できるものである。

このことから、これらが公になることにより、当該通園路を使用している園児が襲わ

れる等の犯罪にまきこまれるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件不開示情報2は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

4 理由附記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定または一部を開示する旨の決定をしたときは、当該項目に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されている。

本件決定の理由附記については、第1の2(2)「開示しない部分」及び第1の2(3)「開示しない理由」に記載のとおり、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として当該条文の該当部分を引用しており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載している。

これらのことから、本件決定における理由附記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備はないと考える。

5 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

通学路対策事業は、防災・安全交付金事業等を活用しながら、通学路における合同点検結果を踏まえ、道路管理者の対策必要箇所において、歩道や防護柵の設置、カラー舗装等を実施した安全対策工事である。

本件行政文書は、当該事業のうち2021年1月29日及び2021年3月26日に

完成した工事に係る検査書類、数量計算書、整備位置、柵・車止め類の仕様、施工場所のプロット、施工前後写真で、幼稚園及び保育園の通園路に係る工事の工事番号、工事名、路線名、河川名、施工箇所、地名、施工前及び施工後の写真が掲載されているものである。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件の不開示部分のアは、工事における施工担当者の氏名（以下、「本件不開示情報1」という。）であるが、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件不開示情報1について公にする法令等の規定又は慣行はなく、公にされる予定もないことから、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報1は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、工事番号、工事名の一部、路線名、河川名、施工箇所がわかる部分、地名が分かる記述、施工前及び施工後の写真並びに施工箇所が分かる記述（以下、「本件不開示情報2」という。）について、条例第7条第4号に該当しないため開示すべき旨主張しているので、以下検討する。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報2を開示することにより、施設名称と施工箇所等を照らし合わせると特定の保育園の子どもが日常的に使用している通園路が特定できることから、当該通園路を使用している園児が襲われる等の犯罪にまきこまれるおそれがあると主張している。

道路標識等について、道路法第45条（道路標識等の設置）では、交通の安全と円滑を図るため必要な場所に道路標識等を設けなければならないという規定があり、本規定は小学生や園児等の通学・通園や幼稚園、保育所等が行う散策等の安全を確保することなどにも資するものであり、道路管理者において地域や学校からの要望等により必要に

応じて設置しているものである。現に、学校・保育所等の近隣には、道路標識「学校、幼稚園、保育所等あり(208)」が設置されている箇所があることから、道路利用者であれば、特別な調査をすることなく、通学路等を容易に特定することができる。

また、児童生徒等が被害に遭う交通事故等が依然として発生していることから、全国的に通学路の安全点検の実施がなされ、その点検によって抽出された対策必要箇所の対策箇所図や対策一覧表等については、ホームページ等により公表して適切に情報発信するように、国が都道府県教育委員会や市町村教育委員会に依頼をしていることがわかった。

そこで、当審査会が事務局に、奈良県内市町村における公表状況を調査させたところ、半数以上の市町村がホームページにおいて、通学路の危険対策箇所一覧表を掲載しており、中には通学路となっている道路の詳細な路線名及び番地までわかる記載、対策箇所の詳細な写真及び地図、あるいは通学路そのものをはっきりと図示している例も見受けられた。なお、本件開示請求の対象となっている通学路対策の施工箇所の所在している市の公表情報を見分したところ、写真及び地図の掲載はないものの、小中学校名ごとに通学路となっている道路の路線名及び番地までわかる記載が公開されていることが確認された。さらに、県内各警察署のホームページについても見分すると、自転車の交通安全についてのページにおいて、通学路であることを理由に運転に注意するよう注意喚起する記載及び通学路の掲載も多く見受けられた。

確かに実施機関のいうように、当該行政文書を開示することによって、通学路など子どもが日常的に移動する経路が公になるため、集中的に子どもを襲おうとするような事例が発生し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある可能性は、完全には否定できない。

しかし前述のとおり、道路利用者であれば通学路等の標識で容易に通学路を認知できるという現状があること、また、現に半数以上の市町村が何らかの形で通学路の危険箇所あるいは通学路そのものの公表を行っていること、そして警察署においても交通安全の観点から通学路の公表を行っていることから、本件不開示情報2を開示したからといって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす危険がさらに高まるとは言えない。

したがって、本件不開示情報2は、通園路を使用している園児が犯罪にまきこまれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とは認められず、条例第7条第4号の不開示情報には該当しない。

5 理由付記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないものであって、具体的な理由をまったく窺い知ることができない違法なものと言わざるを得ないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書では、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として、当該条文の該当部分を引用して不開示理由が記載されており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載されている。

これらのことから、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとまでは言えない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 4年 9月 9日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年 1月19日 (第264回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 4月21日 (第265回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 5月29日 (第266回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 7月 6日 (第267回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 8月 3日 (第268回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 9月14日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひる こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会 長 代 理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	